

佐野遺跡

(第10次)

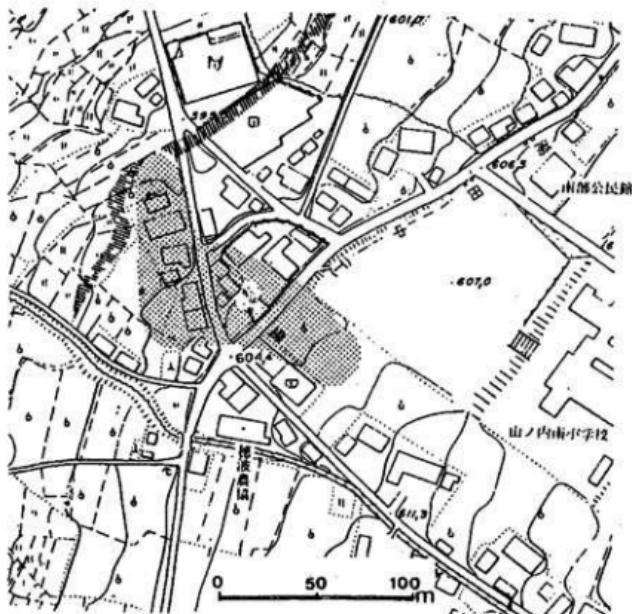
1993. 3

長野県下高井郡山ノ内町教育委員会

1 発掘調査の概要

- (1) 遺跡としての種類・品数及び名称 佐野遺跡 繩文時代晚期 1か所
- (2) 発掘した土地の所在 長野県下高井郡山ノ内町大字佐野621番地11
- (3) 土地の所有者 山崎ます
- (4) 当該地の範囲

| 地字 | 地番 | 地目 | 地籍 | 備考 |
|----|--------|----|-------------------|---------------|
| 谷地 | 621-11 | 宅地 | 394m ² | 史跡指定地の西末端にある。 |



第1図 佐野遺跡図

- (5) 調査責任者 長野県下高井郡山ノ内町教育委員会教育長 谷本利夫
- (6) 調査担当者 国学院大学教授・日本考古学協会会員 永峯光一
- (7) 発掘の目的 史跡の範囲内にある住宅の改築届（届出人山崎ますは17年間寝たきりの重度身体障害者）に対し、事前に発掘調査を行うように文化庁からの指示によって実施した。

2 発掘調査の経過

史跡佐野遺跡内の住宅改築計画があることを、平成2年の8月、町教育委員会に話された。(山ノ内町大字佐野621-11、山崎ます)その後、平成3年10月に具体的な計画書が提出された。これを受け、当委員会では、県教育委員会文化課と協議をし、その結果、現地で関係者を交えて事前協議を実施することになった。

平成3年12月9日、県教育委員会文化課埋蔵文化財係 児玉指導主事、町文化財保護審議会委員・日本考古学協会会員 金井汲次氏、町教委担当者で行った。この席には、改築の設計者である、中野市一本木、市川設計事務所と同家の主人も立ち会った。この結果、改築についてはやむを得ない事情がある。(本人は、17年間寝たきりの重度身体障害者であり、住宅を改築する必要性がある)ことを認め、まず、改築についての現状変更許可申請書を12月18日付で文化庁長官へ申請した。これにたいし、平成4年2月6日付で許可が下りた。許可条件として

- (1) 工事の着手は、山ノ内町教育委員会による発掘調査の終了後とすること
- (2) 発掘調査の結果、重大な遺構などが検出された場合は、設計変更等により遺構の保存を図ること
- (3) その他、実施に当たっては、長野県教育委員会の指示をうけること

従って、3月17日付で文化庁長官宛、文化財保護法第98条の2第1項の規定による埋蔵文化財発掘調査の通知を提出し、調査団の編成を行い、平成4年4月7日から発掘調査を開始した。

3 発掘の状況

- (1) 発掘調査団 第10次佐野遺跡発掘調査団を編成して実施した。

調査責任者 山ノ内町教育委員会教育長 谷本利夫

顧問 山ノ内町文化財保護審議会会長 金井喜久一郎

調査団長 国学院大学教授・日本考古学協会会員 永峯光一

調査団長代理 山ノ内町文化財保護審議会委員・日本考古学協会会員 金井汲次

調査員 長野県考古学会員 池田実男

長野県考古学会員 藤沢高広

事務局 山ノ内町教育委員会 柄沢清太郎 小林貞信 渡辺千春 秋元清 望月弘樹

小林国男 岩井和彦

作業協力者 山崎一夫 田川豊一 横口二三 山本ミトシ 山崎やよい 横口ひろ子 生玉けさみ 德竹ヒコ 井上いつ子

- (2) 発掘調査

4月7日(火)晴後曇 昭和38年に建てた住宅の取扱しに立会う。池田商事(上条区)のショベルカーやダンプカーが午後2時すぎまで稼働した。その後100分の1の平面測量をして午後5時

に終った。

4月9日(木) 曇 発掘の諸打合わせをすませ、グリットを設定する。A 3、B 3、C 3、F 3・4、E 4の発掘を開始する。表土は15~20cmでその下に黄褐色の水田の床が5~10cmの厚みで堆積。その下部は黒褐色土となり、中・小の円礫が多かった。遺構・遺物の検出はなかった。

4月10日(金) 雨 一日中雨のためテント2張を架設し、その下でE 3、E 4、F 3、G 3、H 1~3の発掘をしたが層序は昨日の如くで、遺構はみられず、H 3の表土下30cmの所から磨耗した無文土器小片2点(3×2cm、2.5×2.5cm)を得たのみであった。

4月11日(土) 晴 A 3~H 3までの8グリットを地山まで掘りさげ更にそのグリットの西側へ幅40cmの溝を設定し、20cmを掘りさげて土層をみた。H 3の表土下40cmのところから有文の土器小片1点(第2図)を検出したが磨滅したものであった。午前10時すぎ県文化課指導主事 小池幸夫先生が指導にみえた。午後は測量と土層図をとって発掘調査を終る。

4月13日(月) 曙 午後2時に文化課埋蔵文化財係長 丸山敬一郎先生、指導主事 小池幸夫先生が査察をされた。

4 発掘した文化財の概要

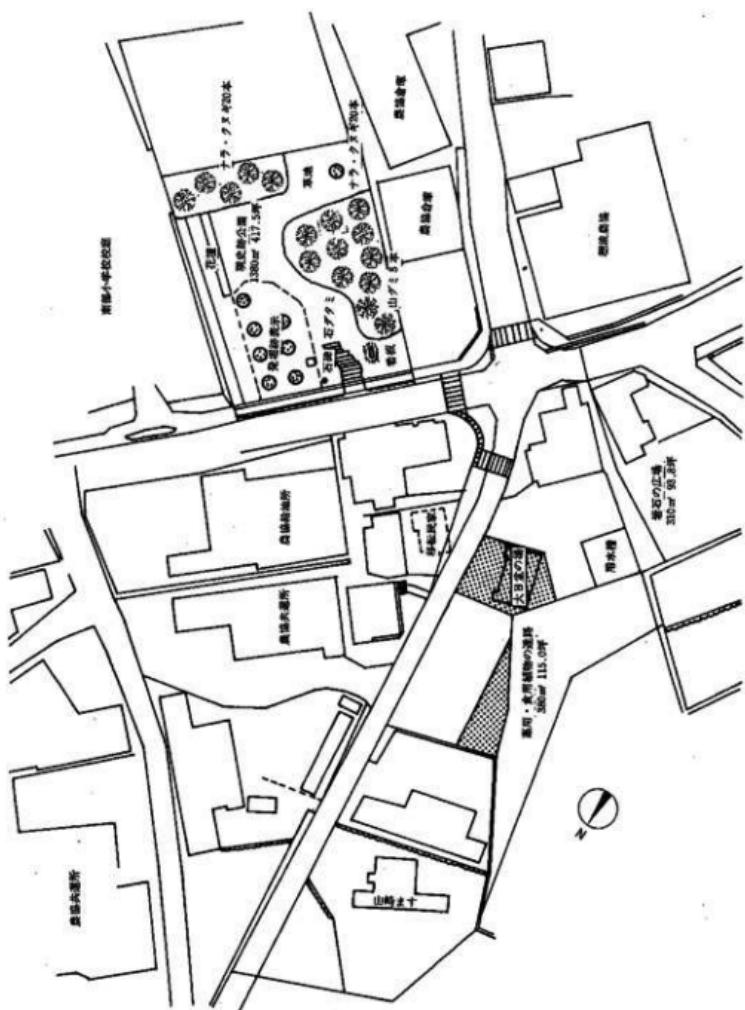
県道は西へ6度の傾斜で走っているが、このあたりの自然もこの傾斜であったと推定される。この傾斜地を削平し水田が拓かれたが、大正・昭和に2回にわたって田直しがあり、昭和38年に山崎家が建設のため土層は大きく搅乱された。今回の発掘調査では遺構皆無であった。遺物はH 3グリットにおいて流れ込みの有文の佐野式土器小片(幅3.5cm、高さ3cm)は口縁部と推定され、磨耗したものが1点検出された。縄文を付し、竹べらで幅4mmの沈線が横走し、黒色を呈し胎土焼成とも良好な精製土器片である。このほかにH 3グリットから2片の無文で粗製土器小片が検出されたにとどまった。



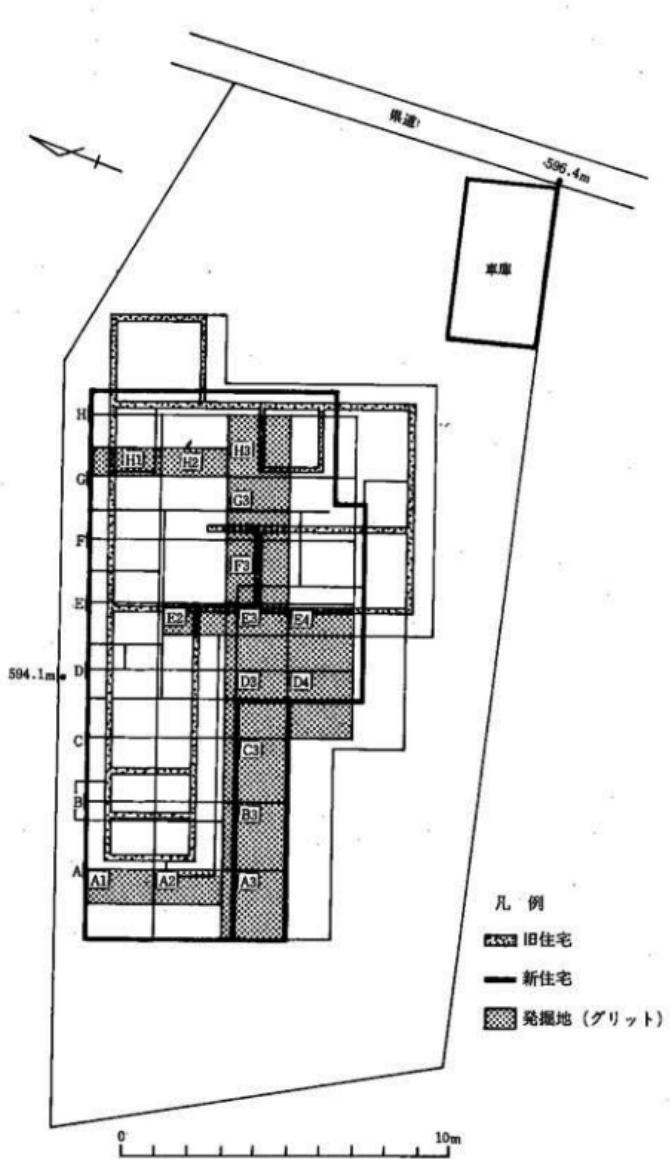
第2図 出土遺物拓影図

5 発掘に対する発掘担当者の考察

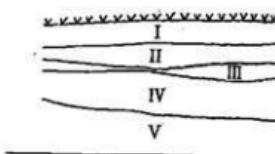
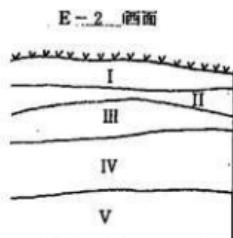
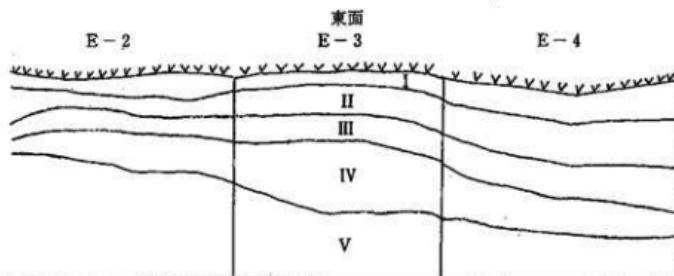
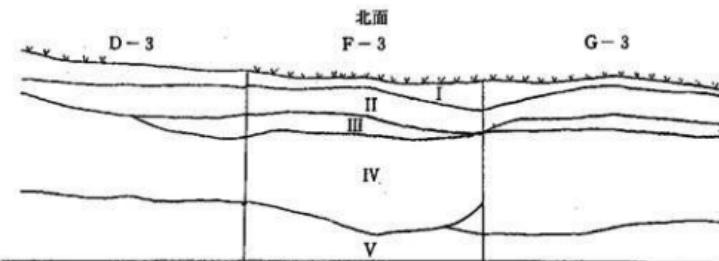
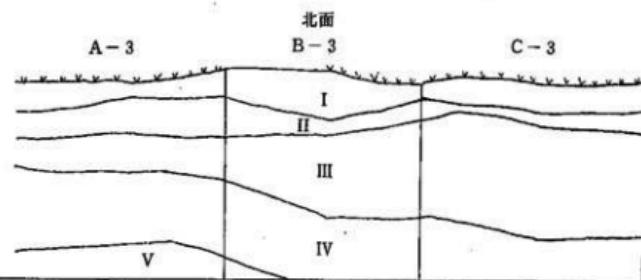
往時の開田以降の削平によって原初の文化層は喪失し、遺構は皆無、遺物も流れ込みの磨滅した土器小片3点の検出をみただけである。史跡指定範囲内であるが改築申請者の諸般の事情を勘案すれば現状変更はやむを得ないものと思われる。

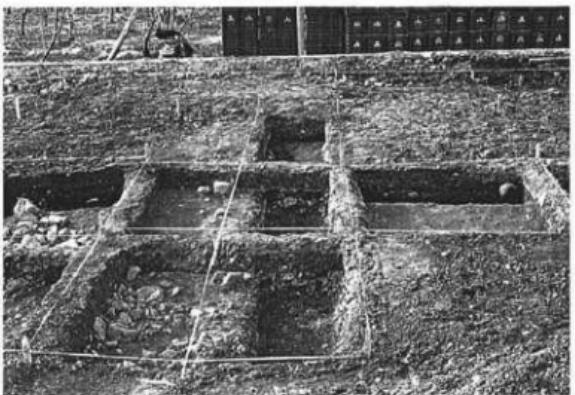


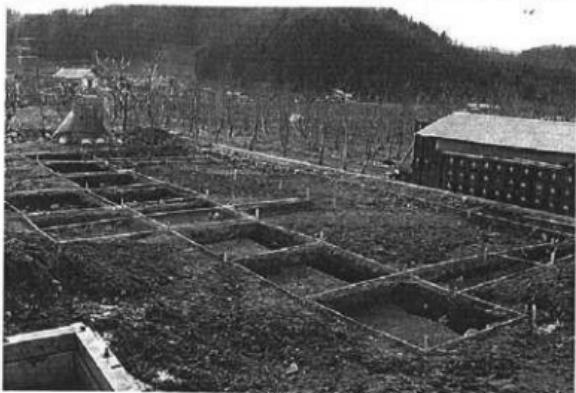
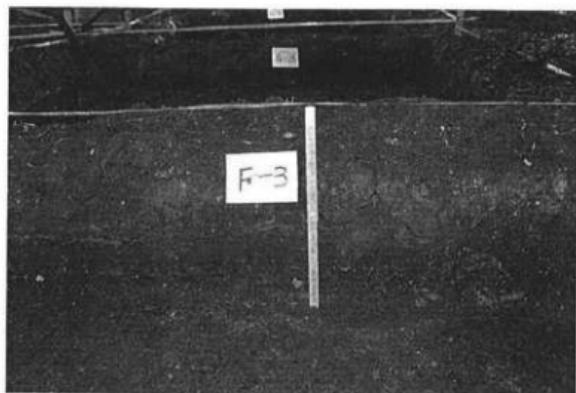
第3図 位置図



第4図 調査グリット図







佐野遺跡

(第10次)

平成5年3月20日 印刷

平成5年3月31日 発行

編集発行 長野県下高井郡山ノ内町平穂3352-1
山ノ内町教育委員会

印刷 ほおづき書籍株式会社
